

大分県土木建築部及び農林水産部の発注工事に使用する コンクリート二次製品の検査要領

(目的)

第1条 本要領（以下、「二次製品検査要領」という。）は、大分県内で生産されるコンクリート二次製品（以下、「製品」という。）の工場検査について必要な基準を定め、品質の確保を図るとともに、発注者、施工者及び生産者が行う製品の使用承諾時における業務の合理化及び省力化を図ることを目的とする。

(対象工場及び製品)

第2条 検査の対象となる工場及び製品は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大分県内に所在する J I S マーク表示認証書を有する工場（以下、「J I S 認証工場」という。）
 - (2) 前号で製造される J I S マーク表示認証製品（以下、「J I 認証製品」という。）及び J I S 認証製品以外の製品（以下、「非 J I S 認証製品」という。）で別表 1 に掲げるもの。
- 2 対象工場は、コンクリートの各種試験に必要な機器を完備していることとし、耐圧試験機器については、耐圧試験機所有者と契約等により常時使用可能な状態であれば完備しているものとみなす。

(申請)

第3条 前条の規定により検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、工場所在地を所管する土木事務所長（以下、「所管土木事務所長」という。）を経由して、工事検査室長あて別紙様式-1 及び 2 により申請書を 2 部提出しなければならない。（所管土木事務所長は、申請書を受理した時は、うち 1 部を速やかに工事検査室長へ提出するものとする。）

また、第 6 条第 3 項による有効期限の後、引き続いて検査済証の交付を受けようとする者は、有効期限の 90 日前までに更新の申請をしなければならない。

- (1) J I S 認証工場及び J I S 認証製品の認証書の写し
- (2) J I S 認証製品は省略することができるが、非 J I S 認証製品の場合は製品の仕様・図面及び過去 1 年間の公共工事における使用実績を示す書類
- (3) 初めて申請する工場（以下、「新規工場」という。）は、申請月の前月までの過去 6 月分、前年度に検査済証の交付を受けた工場（以下、「継続工場」という。）は工事検査室長が予め指定する期間の品質管理資料
 - ・ 配合設計及び示方配合
 - ・ 骨材の各種試験成績書
 - ・ セメントの試験成績書
 - ・ 混和剤・混和材の試験成績書
 - ・ スラグの試験成績書
 - ・ 鉄筋の製品検査証明書
 - ・ 水質検査報告書

- ・ アルカリシリカ反応の試験成績書
- ・ 水質検査報告書
- ・ 圧縮強度、スランプ（スランプフロー）及び塩化物含有量の試験結果、 $\bar{X}-R$ 管理図及びヒストグラム
- ・ 形状、寸法、重量及び強度試験結果

(4) 工場の位置図、敷地図及び施設配置図

(検査及び審査)

第4条 工事検査室長は、前条の申請書を受理した時は、所管土木事務所長と協議のうえ速やかに別紙様式-3により立入検査を行うものとする。

- 2 前項の検査は、別表1に掲げる項目について、工事検査室長の定める製品検査チェックリストにより行うものとする。
- 3 工事検査室長は、協同組合等が共同で行う検査の実施日に合わせて立入検査を行うことができるものとし、当該検査をもって第1項の検査に替えることができる。
- 4 検査に要する費用は受検工場が負担するものとする。
- 5 工事検査室長は、審査委員会を開催し、第1項の検査結果に基づいて委員の意見を聞くものとする。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 工事検査室長
- (2) 関係各課（室）長（土木建築部）
- (3) 工事技術管理室長（農林水産部）
- 2 審査委員会に会長をおき、工事検査室長をもってあてる。
- 3 会長に事故あるときは、建設政策課長が会長の職務を代行することができる。
- 4 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。
 - (1) 検査済証の交付に関する事
 - (2) 検査済証の更新に関する事
 - (3) 検査済証の取消に関する事
- 5 審査委員会は、会長が必要と認めたとき、会長が召集し開催するものとする。
- 6 委員会の庶務は工事検査室が行うものとする。
- 7 会長が認めた場合は、委員は代理の者を出席させることができる。
- 8 この二次製品検査要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審査委員会に諮って定めるものとする。
- 9 審査委員会は、会長が必要と認めた時、第三者の意見を聞くことができるものとする。

(検査済証の交付)

第6条 工事検査室長は、審査委員会の結果に基づいて、別紙様式-4により検査済証を交付するものとする。

- 2 工事検査室長は、検査済証を交付した時は、申請者名、工場名、工場所在地及び製品名を各発注機関の長に通知し公表するものとする。

- 3 検査済証の有効期限は、審査委員会が2月または3月に行われた場合は翌年度限りとし、それ以前の月に行われた場合は、当該年度限りとする。

(資料の提出、報告及び検査)

第7条 検査済証の交付を受けた者は、交付の申請後6ヶ月を経過した後に、第3条第1項(3)に準じて工事検査室長が予め指定する期間の品質管理資料を添付し、所管土木事務所長を経由して、工事検査室長に別紙様式-5により報告書を2部提出するものとする。

なお、第3条第1項の申請時より内容に変更が生じなければ、第3条第1項(1)(2)(4)を省略することができる。

- 2 前年度において、第3条第1項(2)の過去1年間の公共工事における使用実績を示す書類を提出した工場は、省略することができる。
- 3 所管土木事務所長は、前項の報告書を受理した時は、うち1部を速やかに工事検査室長に提出するものとする。
- 4 工事検査室長は、前項の報告書を受理した時は、第4条第1項、第2項、第3項及び第4項に準じて立入検査を行うことができるものとする。

(変更)

第8条 検査済証の交付を受けた者は、次に掲げる事項に変更がある場合は、変更内容を示す書類を添付し、速やかに別紙様式-6により変更届出書を所管土木事務所長を経由して、工事検査室長に提出しなければならない。

- (1) 会社名
 - (2) 工場名
 - (3) 工場所在地
 - (4) 技術資格者(品質管理責任者)
 - (5) 主要施設
 - (6) 呼び名
 - (7) 検査済証記載製品の設計及び仕様にかかるもの
- 2 工事検査室長は、前項の変更届出書を受理した時は、必要に応じて、変更事項を各発注機関の長に通知し、公表するものとする。

なお、変更内容に疑義が生じた場合は、必要に応じ、第4条第1項、第2項、第3項及び第4項に準じて立入検査を行うことができるものとする。

(検査済証の取消)

第9条 工事検査室長は、検査済証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、審査委員会に諮り、検査済証を取消とし、当該検査済証を交付された者にその旨を通知するとともに、各発注機関の長に通知し公表するものとする。

また、一定期間第2条の検査の対象工場から除外し、第4条の検査及び審査を行わない。なお、一定期間とは取消内容の程度に応じて6ヶ月から12ヶ月とし、工事検査室長が所管土木事務所長と協議して定めるものとする。

- (1) 第7条の検査に不合格又は、検査に応じない場合
- (2) 粗悪品を販売した場合

- (3) 検査要領に違反し、かつ、改善の意志がないと認められる場合
- (4) 検査要領に対し不誠実な行為があった場合
- (5) コンクリート二次製品の生産の事業活動等に関連する諸法令に違反した場合

(製品製造の中止)

第10条 製品製造を当該年度内に中止する者は、別紙様式－7により所管土木事務所長を經由し工事検査室長あて届出書を提出しなければならない。

- 2 工事検査室長は、前項の中止届出書を受理した時は、各発注機関の長に通知し公表するものとする。

(JIS表示認証書を返納した場合の取扱い)

第11条 検査済証が交付された製品において、JIS表示認証契約が終了した場合は、当該製品に係る検査済証の有効期限は、JIS表示認証契約終了日まで有効として取り扱うものとする。

- 2 検査済証が交付された製品において、JIS表示認証契約が終了した製品を有する者は、JIS表示認証契約が終了した翌日付けで、別紙様式－8により所管土木事務所長を經由し工事検査室長あて届出書を提出するとともに検査済証を返納しなければならない。

- 3 工事検査室長は、前項の届出書を受理した時は、各発注機関の長に通知し公表するとともに、必要に応じて速やかに当該製品を除く検査済証の再発行を行うものとする。

附則

1. この要領は、平成13年4月1日から施行する。

1. この要領は、平成13年12月1日から施行する。(平成13年12月1日改正)

2. この要領施行の際、現に届出されているその他の手続は、この要領によってなされた申請その他の手続とみなす。

1. この要領は、平成15年2月20日から施行する。(平成15年2月20日改正)

1. この要領は、平成17年8月1日から施行する。(平成17年8月1日一部改正)

1. この要領は、平成21年12月1日から施行する。(平成21年11月4日改正)

1. この要領は、平成24年11月1日から施行する。(平成24年11月1日一部改正)

1. この要領は、平成27年9月1日から施行する。(平成27年9月1日一部改正)

1. この要領は、平成28年7月1日から施行する。(平成28年7月1日一部改正)

1. この要領及び様式は、令和2年12月1日から施行する。(令和2年11月13日一部改正)

1. この要領及び様式は、令和3年11月10日から施行する。(令和3年11月8日一部改正)

1. この要領及び様式は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月28日一部改正)

別表 1

大分類 1	大分類 2	小分類
路面排水溝類	U形側溝	① U形側溝・同ふた・同柵
		② 落蓋式側溝・同ふた・同柵
	L形側溝	③ L形側溝・同柵
		④ 長尺L形側溝・同柵
	自由勾配側溝	⑤ 自由勾配側溝・同ふた・同柵
	管渠型側溝	⑥ 管渠型側溝・同ふた・同柵
ボックス型側溝	⑦ 小口径カルバート	
境界ブロック類	境界ブロック	⑧ 歩車道境界ブロック
		⑨ 地先境界ブロック
		⑩ 縁石
用排水路類	フリーム	⑪ 鉄筋コンクリートベンチフリーム・同ふた
		⑫ ソケット付鉄筋コンクリートU型側溝・同ふた
		⑬ 半円フリーム・同ふた
		⑭ 大型フリーム・同ふた
	組立土留等	⑮ L型水路・同ふた
		⑯ 柵工
暗きよ類	遠心力鉄筋コンクリート管	⑰ ヒューム管（外圧管）
	ボックスカルバート	⑱ RCボックスカルバート
		⑲ PCボックスカルバート
マンホール類	マンホール	⑳ 組立マンホール
擁壁・ブロック式・擁壁類	L型擁壁	㉑ 小型擁壁
		㉒ L型擁壁
	コンクリート擁壁	㉓ 補強土壁等
	その他擁壁	㉔ アンカー擁壁等
	コンクリート積ブロック	㉕ 積ブロック粗・滑面
		㉖ 大型ブロック
		㉗ 環境保全型ブロック
		㉘ 基礎ブロック
その他類	ブロック	㉙ 法枠ブロック
		㉚ 張りブロック
	境界標杭	㉛ コンクリート境界標柱
	溜柵・調水柵	㉜ 溜柵・調水柵
	基礎	㉝ 防護柵用基礎
		㉞ その他基礎